

建築物のアスベストの 除去等の費用を補助します

～熊本市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業～

近年、アスベストが原因とされる健康被害が全国的に社会問題となっていますが、熊本市では、アスベストによる新たな被害を未然に防ぎ、市民のみなさまが安心できる生活環境を確保するため、民間の既存建築物に施工されている吹付けアスベストの除去等を行う所有者に対し、除去等に要する費用の一部を補助する制度を設けています。

【補助対象工事】

- 吹付けアスベストの除去
吹付けアスベスト等*を全て除去し、アスベストを含有していない他の建材で代替する方法。
- 吹付けアスベストの封じ込め
吹付けアスベスト等*の表面に固化剤を塗布または含浸し、吹付けアスベスト等の表層部又は全層を被覆・固着して、含有アスベストの飛散を防止する方法。
- 吹付けアスベストの囲い込み
吹付けアスベスト等*が施工されている天井・壁等を、アスベスト等を含有していない建材で覆い、密閉することにより、粉塵（ふんじん）が室内等に発散しないようにする方法。

*吹付けアスベスト等とは、吹付けアスベスト及び吹付けロックウール（含有する石綿の重量が建材の重量の0.1%を超えるもの）をいう

【補助対象建築物】（次の項目全てに該当）

- 熊本市内にある民間建築物
- 吹付けアスベスト等が施工されているもの
- この事業又は他の事業の補助金等の交付を受けてアスベスト除去等をしたことのないもの
- その他にも条件があります。詳細については、お問い合わせください。

【補助対象者】（次の項目全てに該当する方）

- 建築物の所有者（マンション等の区分所有の建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体（管理組合等））
- 市税の滞納がない方

【補助金の額と募集棟数】

除去等の工事に要する費用（消費税を除く）の2／3以内で、

1棟あたり **250万円** を限度とします。

募集棟数：1棟（先着順）

◆まずはご相談ください◆

補助の相談は通年行っております。お気軽にお問合せください。

熊本市役所9階 住宅政策課 住宅支援班（☎096-328-2449）